令和5年度　第13回大阪府福祉のまちづくり審議会　議事録

日　 時：令和6年３月２６日（火） １５時００分～１７時００分

場　 所：ホテルプリムローズ大阪　鳳凰

参加者：別紙参加者名簿のとおり

（大阪府住宅建築局長）

審議会の開会にあたり、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から本府の住宅建築行政の推進にご理解とご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、いよいよ大阪・関西万博の開幕まで1年余りとなりました。本府では、国内外の来訪者に大阪の魅力を感じていただけるよう様々な取組を行っております。

福祉のまちづくりの分野においては、委員の皆様にもご議論いただきながら、ホテルや旅館、鉄道駅、小規模店舗等のバリアフリー化の取組など、万博に向けた受け入れ環境の整備を進めております。

本審議会においては、昨年度、「今後も継続的に議論、検討すべき項目について、審議会とは別に意見交換できる場を設けてほしい」とのご意見をいただきましたことから、今年度は、委員の皆様を中心とした勉強会を立ち上げ、建築物のバリアフリー化等に関する多様なニーズや課題の共有を図るための意見交換を行ってきたところです。

本日はこれらも踏まえながら、万博の先を見据え、今後の福祉のまちづくり、とりわけ建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性についてご議論いただきたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、活発な議論をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

本日の審議会に先立つ3月7日に、書面形式により大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催しております。本日の議事次第のうち、「（議題2）建築物のさらなるバリアフリー化に向けて」については、部会にお示しした上で、ご用意した資料となります。

（会長）

本日は天気の悪い中、委員の皆様にはご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

早速審議に入りたいと思います。事務局より一つ目の議題『「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の改訂及び周知について』ご説明をお願いいたします。

（事務局）

資料１について説明

（会長）

ありがとうございます。議題（１）について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（委員）

資料でご紹介いただきましたとおり、昨年の夏に建築士会の会員向けにガイドラインの改定内容についての講習会を開催させていただきました。しかしながら、福祉のまちづくり条例の義務対象となる規模の建築物を設計される方は限定的なため、必要に迫られてはじめて調べられる方が多いという印象を受けました。

また、小規模店舗のバリアフリー化を進めるためのガイドライン改定だったわけですが、特に内装工事については建築士が関わる機会も少ないため、建築士への周知では限界があるのかなとも感じたところです。

だから義務化が必要かといった議論になるわけですが、実際には、経済的な側面を踏まえて建築物を設計するため、実現が難しい面もあるところ。建築士としては、義務でなくても、誰もが使いやすい設計を考えないといけないと認識しており、少しずつ理解を深めていきたいとは考えています。

（会長）

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。

委員から、昨年の講習会の状況と実際の建築士の方の受け止めであったかと思います。

次の議題とも重なるかと思いますが、これまでの議論の中でも、義務でないところを、経済合理性を考える中でどこまでできるのかといった議論があったかと認識しております。

事務局としましても、建築士団体やその他の団体にも働きかけを継続しながら、なぜそのような基準があるのかなど理由も含めてわかりやすく伝えられるようにしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

では、議題（２）「建築物のさらなるバリアフリー化に向けて」、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

資料２、資料３について説明

（会長）

本議題については、多くの委員が参加されていた３回の勉強会の成果、とりまとめを踏まえて、府としての今後の進め方を提示いただいたものになります。

本議題に関して、ご意見、ご質問等されたい方はおられますでしょうか。

（委員）

まずは審議会、それから部会、また、勉強会の場をお作りいただきまして、本当にありがとうございます。私たちの団体にも、多様な障がい者がいますので、直接意見を言える場を持っていただき、多様なニーズを共有するための勉強会は、非常に有意義なものであったと、私達にとってもありがたいものであったと思っています。

そのうえで、先日、書面開催であった部会では、事務局に意見を伝えさせていただきました。参考資料2で整理いただいているので、いくつかピックアップしながらご説明させていただければと思います。

まず2番、店舗の出入口の段差解消について、事前協議の対象としてほしいというもの。

この点については、資料2に記載のとおり、勉強会でも同様のご意見を出しております。特に私達が気にしているのは、店の入口の段差だけでなく、店の敷地と敷地外の道路の境界に段差があるもの、こうした課題をどうしていくのかについても、ご検討をお願いしたいと思っております。

次に、6番と7番、大人用の介護ベッドの基準が10,000平米以上から設置義務になっている点について、希望としては、2000平米以上へと引き下げることを検討いただければと考えています。最近、私達が行う集まりにおいても、大人用の介護ベッドがあるかという質問を受けることが少しずつ増えていると感じます。

設置されていないところが多いので、イベント時だけ長椅子置かせてもらったりすることもありますが、低すぎたり、置けなかったりと、非常に使い勝手にも問題があります。トイレの広さの問題とも兼ね合いが出てくるのですが、できるだけ多くの場所に設置され、そしてできるだけ身長の高い人でも利用できるように検討を進めていただきたいと考えています。

続いて4番のコンビニについては、ガイドラインに追記していただいて、また条例の解説も改定していただいた。

階段を上がる2階にしかバリアフリートイレが無いという状況は、なくなっていくだろうと思いますが、それでもなくならない場合は、基準の見直しについてご検討いただきたいと思います。

6番のバリアフリートイレ整備数について、今、国でも検討が進められていますが、大規模な商業施設ではある程度の数が整備されると考えておりますが、使う方も多くなっていると感じていますので、そういうことも含めて、今の数で足りるのかどうか、面積など物理的な面も関係してくると思いますが、意見として出させていただきました。

9番、10番スタジアムや映画館の客席についてです。

客席数に応じて、一定の割合で車椅子使用者用客席を整備するようにしていただきたいという点です。

また、場所も１ヶ所に集中させるのではなくて、映画館であれば、上の方や下の方など色々な場所で見られる形となるよう検討していただきたいという意見を出させていただきました。この点については国でも継続されているので、引き続き注視しながらとのことですが、私達としても非常に大切なところだと考えています。

特に車椅子の方は立つことができませんので、前のお客さんが立つような、スポーツやコンサートでは、1人だけ交じることができないということになりますので、サイトラインについてもぜひご検討いただきたいと考えています。

11番から13番までは、万博関連ですが、最初に言っておきたい点として、今回の勉強会の中で、万博を取り上げていただいたことはとても良かったと思います。

万博は一過性のものとは思うのですが、良かったところや参考にすべきところは多くあると思いますし、その後大阪の街でどう生かしていくかというのは非常に大切な視点だと思います。後世に生かしていくようにしていただきたいという思いで意見を出させていただいております。

最後に、来年度実施されることになる調査については、アンケート調査が基本になると思いますが、当事者が実際に街に出て確認することで、数字だけではなく肌感でわかることもありますし、もっとこうしたらいいんじゃないかという意見も出てくるきっかけになるので、スケジュールがタイトで難しいのかもしれませんけれども、ぜひ今回の調査の中でもアンケートに加えて、私達も参加できるような場を作っていただけたらと思います。

（会長）

有益な情報とコメント、どうもありがとうございました。

引き続きご発言いただきたい方を募りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（委員）

令和6年度上半期をめどに、条例の基準等の見直しについて課題を整理されるということをお聞きいたしました。

この際には、小規模店舗等における段差の有無等もテーマの一つとされるとお聞きしましたので、整理すべき課題としてお示しされている経済的合理性についても、ぜひしっかりと課題整理いただきたいと思います。

当事者の声、非常に重要かと思いますし、それを踏まえた形で条例が見直されるべきだと思っておりますが、お店を出される方々の生活や経済ということも同じぐらい大切というふうにも思いますので、その点についてもしっかりと調査をしていただいた上で、既に小規模店に対して条例対象とされている、鳥取県や兵庫県の事例について、施行された後の状況についてもぜひ調べていただいて、大阪府で条例を改正されるときの参考にしていただけたらというふうに思います。

（会長）

どうもありがとうございました。他、いかがでしょうか。

（委員）

我々大阪興行協会は、大阪府下のいわゆる映画館が主な構成員の組合となっております。全国組織である全国興行生活衛生同業組合連合会略して全興連と呼んでおりますが、その全興連と国土交通省でワーキンググループをやっており、バリアフリー基準の見直しについて議論をしているという状況でございます。

国交省で基準が定まったとしても、具体的な基準については各都道府県等の条例で定めることになると認識しております。今、新たに作られる映画館は、シネコンといいまして、大きな劇場から、小さい劇場まで一つの施設に10から12ぐらいの映画館があるものがほとんどです。

既存の映画館のシアターで、大きいところで300席程度、少ないところでは、40から50ぐらいの席数となっておりまして、その場合でも2席ぐらいは車椅子使用者用として確保しているというのが現状でございます。

これから国の議論では、キャパシティに合わせた掛け率等で基準が定められてくると思いますけれども、特に既存の劇場の改修については課題があると感じております。

資料2で書かれているように、見づらい場所もあるという現状もございますが、何かあったときの避難誘導を考えた場合に、段差のないところとかで設置させていただかざるを得ないという点もご理解いただきたいと思います。

（会長）

有益な情報ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

（委員）

ハード面については法令に基づいて一歩ずつ進んでいくと思いますが、小規模店舗のバリアフリー化についてはソフト対策も重要になってくると思っています東京の調布市では、小規模店舗についての意識啓発のパンフレットを作っておられます。小規模店舗は色々な制約があってバリアフリー化が非常に難しい場面があると思うのですが、その場に居合わせた人の支援とかサポートによってバリアフリーが整備されていなくても利用できるという面もありますので、そういったバリアフリーに対する意識を高めていくというのが非常に重要である一方、難しいなと思っております。

そんなときにこの小規模店舗等に向けたパンフレットというものを調布市で作られており、お店にパンフレットを配布して、意識啓発に使うという取組を進められておりますので、ご紹介させていただきます。

一つは心のバリアフリーというタイトルで、みんなが利用しやすいお店を目指してというタイトルで、誰もがお店を気持ちよく利用するためには、店舗を運営する皆様のちょっとした気遣いや手助けが必要ですという店舗向けのパンフレットですね。二つ目は、小規模建築物既存建築物のバリアフリーというタイトルで、四つの視点に基づいて、バリアフリー化を推進しますとうたわれているものです。

こうした周知啓発について、小規模店舗等からも発信して、一般市民の支援、サポートの意識啓発に活用していくためのパンフレットを作成する、積極的に配布していくということもバリアフリー化に役立つのではないかと思って、ご紹介をさせていただきました。

（会長）

非常に有益な情報とコメントありがとうございました。

（委員）

銀行の店舗でバリアフリー対策が十分にできているかというと、正直なところ店舗の面積もそれほど広い店舗も多くないわけですから、バリアフリー対策を十分に取れている店舗というのは正直少ないかなというのが私の感想です。資料2で、ソフト政策の充実というのがあるわけなんですけれども、銀行の店舗では、ハード面はなかなか難しいですけれども、ソフトの面の対策であれば、取り組みやすいこともあるのかなと感じます。

サービス業なので、来店するお客様に対して、お客様が利用しやすい店舗にする、職員によるサービスを付加することで、お客様、ハンディキャップあるお客様にも、利用しやすい店舗を作っていくという意味で、ソフト施策の充実やバリアフリー情報の発信ですとか、バリアフリーに対する理解醸成といったところを進めていくのも重要ではないかというふうに思っております。

（会長）

貴重なコメントありがとうございました。

ここまでの委員からの発言に対して、事務局からコメントがあればお願いいたします。

（事務局）

委員の皆様、ありがとうございます。

冒頭にありましたように、委員から課題やご指摘をいただいておりまして、これから議論を進めていく内容と重複しているところも多々あろうかと思いますので、引き続き来年度前半に集中的に議論をさせていただきたいと思っております。いただいた課題につきましても、当然我々も認識を持ってございますので、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

また、スケジュールをお示しさせていただきましたが、条例の基準についての議論をしていこうと思えば、論点を絞っていく必要があるのかなと事務局としては思っておりますので、引き続きご理解を賜れればと考えております。

また、お店側の事情、経済的合理性ですとか、特に小規模店舗では対応が難しい物理的な問題といったご事情もちゃんと見た上でという点、実際の映画館の実情と今の全国的な議論の動向のご紹介もあったかと思います。

ソフト面、意識を変える事の重要性についてもご指摘あったかと思います。我々としてもハード面だけ見るのではなく、ソフト面と合わせて進めていくことの重要性を再認識をさせていただきましたので、来年度、まずはハードの基準を中心に議論を進めていくことを考えてございますが、それだけではなくて、ガイドラインの普及やそれ以外のソフト施策の検討についても、引き続き検討を進めさせていただければと思います。

（会長）

ありがとうございます。

それでは三つ目の議事、「その他の報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料4－1、4－2、4－3について説明

（会長）

ありがとうございます。

何かご質問やご意見のある方、おられますでしょうか。

（委員）

市町村バリアフリー基本構想のお話の中でございました、バリアフリーマップについては、関係団体の方や地元大学生の皆さんとともにまちあるきをさせていただいて、バリアフリーマップを作成しています。公的な道路や橋については全く問題なく議論できるのですが、小規模店舗を一つ一つ拝見する際には、先ほど委員もおっしゃっていましたが、経済的合理性のお話、事業採算性を犠牲にしないとユニバーサルデザインが進まないというふうにご理解をされています。

そのときに私から申し上げたのは、アメリカの某社が鉄鋼の生産量や生産性を優先してる頃には、非常に工場内での事故が多くて、工場がストップすることが頻発していた。

それを安全第一、セーフティファーストというパラダイムを作ることによって、生産の安全性を優先することがかえって生産量を高めるという結果に繋がったことから、セーフティファーストの概念は世界中の製造業に広まりました。

同じようにユニバーサルデザインという概念を採用することによって、採算性を犠牲にするのではなくて、採算性が上がるんですよ、顧客は増えますよ、顧客満足度は上がりますよ、顧客のイメージも上がりますよと。そうでないとなかなか事業の継続は難しいですよといった事業者の理解を利益相反でなく利益に繋がるものであるというふうに、パラダイムを変えてあげることが必要だと思うんです。

本日の議題の全体に通じることですが、啓発や周知というところには価値観が伴うんだということで、設計の皆さんにご理解いただく以上に、事業者の皆さんにご理解をいただくことが重要だと思いますし、特に直接住民と接している市町村はですね、そういった皆さんの価値観をしっかりと変えていくことが最優先だと感じておりますので、意見として申し上げさせていただきました。

（会長）

まさにその通りだと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

（委員）

今言っていただいたこと、本当にそのとおりだなと思いながら聞いておりました。

資料4－3でホテル、旅館のバリアフリー情報発信の現状というのが出ており、新しくできたホテルについては公表されているとは言うものの、なかなかまだまだ全体からすると、どこで泊まれるかという情報が見つけることができないといったことかと思います。先ほどからの話を聞いておりますと、当たり前にホテルを使うとか、当たり前に電車を使うとかお店を使うとかいうことをしたいだけなのに、何かトラブルがあると、障がい者がまた無理を言って、と捉えられることも多々あり、やはりハードをしっかりとしていくとともに、啓発、意識を変えていくということが非常に大切というふうに思います。

ホテルの情報発信についても、作らないといけないという意識ではなくて、より自分たちの仕事の大切さとか、社会への貢献であるとか、そういったことにつながることをしっかりと伝えていただくなど、大阪府の方からもいろんな働きかけをしていただけたらいいなと思いました。

（会長）

ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

（委員）

大阪府では、関西というよりも全国の一番早くから力を注いできた福祉のまちづくり、それからバリアフリーに関しての取組、条例ガイドラインが去年見直されて、やっとここまで来たかと思っていたんですけど、まだまだやることがあるなと感じました。

現場で活動をされている方たちのご意見が、今回の審議会で大変多かったように思いまして、良い方向に進んでるなと感じます。長年関わっている者としましても、引き続き良い方向に進んでいったらいいなと期待しております。

ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。

他に何かございませんでしょうか。

（委員）

いろいろな方の発言があって良かったと思う。

福祉のまちづくり条例において、ハード面での規定ができて、守らなければいけないという意識が広まっていると思いますが、私は視覚障がいですので、ガイドヘルパーを使わずに歩いたりするときに、鉄道間の乗り継ぎで困る場合があります。

点字ブロックやエレベーターができたから、移動は便利にはなったわけですが、ひとり歩きしてると、駅構内の誘導、例えば阪急の構内は阪急の駅員が誘導してくれるのですが、乗り継ぎのときのルールが定まっていないという問題、、同じサービスが得られないという状況があるんですよね。

例えば、改札内はメトロの駅員が改札までは案内してくれるけれども、改札出て次の電車に乗り継ごうかと思ったときに案内できないと断られたりすると。そこから先は誰の力を借りるかという壁にぶつかります。

それはボランティアというか、街の人たちの優しさがあればそれでいいじゃないかと言う方もおられるかもしれませんけど、自分たちのところから次のところへ渡すことで、その人が安全に移動することになるんだという意識を持っていただいて、目的地に安全につくように考えていただきたい、意識しておいてほしいなと思っています。

（会長）

貴重なコメントありがとうございました。

他いかがでしょうか。事務局からコメントはありますか。

（事務局）

ありがとうございます。

ご意見ごもっともだなと思って、聞かせていただきました。

乗り継ぎのときのサポートリレーができないといった点、パラダイムシフトによって意識から変えていって、ユニバーサルデザインに取り組むことによって選ばれる、そういう社会作り、おっしゃるとおりだなというふうに思いました。答えは持ち合わせてございませんけれども、まだまだやることがたくさんあると認識を新たにしたところです。

本審議会では、バリアフリーやユニバーサルデザインがテーマになりますが、観点を替えまして、例えば環境配慮といったところでは意識が随分浸透しており、環境に優しいものを買いましょうとか、消費行動なんかも起きています。同じようにユニバーサルデザインやバリアフリーについても配慮できているところを選びましょうといった社会ができていく、そういったところにみんなが気持ちを向かうようにすることが重要だという風に感じたところです。

本日ご示唆いただきましたところでは、ソフト施策の充実についても、より力を入れてやっていかないといけないと思った次第です。

今後お願いする議論については、まずは条例基準が中心となりますが、それとは別に、我々としても検討を進めてまいりますので、引き続きご指導いただければと考えております。

（会長）

ありがとうございました。それでは、司会進行をいったん事務局にお返しします。

（司会）

皆様どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見を参考に取組を進めてまいります。

議題の中でもございました通り、令和6年度の早い時期より、大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催し、特に条例基準等の見直しについてのご議論をお願いしたいと考えております。

追って事務局より本日の議事録、それから次年度の部会のご案内など調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、第13回大阪福祉のまちづくり審議会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以上